

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月14日及び同月15日

イ 本監査実施日 平成24年6月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年8月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
経営事項審査手数料に係る証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが13件、110,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	証紙収納額報告については、経営事項審査手数料13件、110,500円の過大報告について平成24年5月17日に修正報告をし、複数の職員でチェックすることにより再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月8日及び同月9日

イ 本監査実施日 平成24年6月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年8月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
建設業許可申請手数料に係る証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが1件、50,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	証紙収納額報告については、建設業許可申請手数料1件、50,000円の過大報告について平成24年5月9日に修正報告をし、確実な事務処理を徹底することにより再発防止を図ることとした。

3(1) 監査対象機関名 県北広域振興局土木部二戸土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年5月16日及び同月17日

イ 本監査実施日 平成24年6月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年8月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
凍結防止剤の管理に当たり、管理方法が不適切なものが7件、1,514,205円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	凍結防止剤の管理については、各請負人に在庫保管させていたものを回収し、当事務所の大型車庫に保存場所を確保した上で在庫管理することにした。

委託契約の締結に当たり、業務完了後相当期間経過してから契約を締結していたものが1件、283,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

委託契約の締結については、消融雪装置の定期点検の際に生じた部品交換等を年度末にまとめて契約していたものを、今後はその都度契約し、再発防止に努めることとした。